

第4版への序文

この第4版の最大の特徴は、「被用者年金一元化法」による改正内容を盛り込んだことである。このため、第3版に大幅に加筆修正を行った。このほか、平成25年4月に本書の第3版を出版した後、以下の法律が制定されたので、その内容もこの第4版に反映させた。

第1は、第3号被保険者の不整合記録に対応するなどの「公的年金健全化法」である。

第2は、事務処理誤りがあった場合の特例保険料の納付等の創設、年金記録訂正手続の整備等を図る「事業運営改善法」である。

第3は、年金額改定ルールを見直すなどの「持続可能性向上法」である。

第4は、行政不服審査法の全面改正に伴い、国年法、厚年法等の不服申立ての規定を改正する「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」である。

第5は、基礎年金番号に紐付けされる形で利用される個人番号（マイナンバー）を創設するなどの「番号法」及び関連法である。

以上のほか、第4版執筆時に施行されていない改正規定についても記述した。また、新しい判例及び通知の内容を盛り込み、年金額等を平成28年度のものに改めた。

この第4版が、従前の版にもまして、年金に関心のある方々にとって有益な書となることを願っている。

平成29年1月

上智大学名誉教授 堀 勝 洋

初版への序文

本書は、年金保険法の基本理論について論ずるとともに、国民年金法及び厚生年金保険法の解説を行うものである。

年金保険法の基本理論を論じる第Ⅰ編では、年金とは何か、保険とは何かなど、年金保険の基本的事項について、理論的な検討を加えている。また、公的年金の意義・保障方式、公的年金保険の財政方式、我が国の公的年金保険法の法律関係・形成過程等についても述べている。

国民年金法及び厚生年金保険法について述べる第Ⅱ編では、単なる解説ではなく、個々の制度の趣旨・目的を踏まえた解釈を行っている。ただし、コメントールのように条文ごとの解釈ではなく、体系的に理解できるように解説を行っている。また、本書は、いわば「判例にみる年金保険法」といってもよいほど、判例を数多く引用している。そして、判例には示唆に富む考えが示されているので、判旨を直接引用し、「判例自身をして語らせる」という手法を用いている。国民年金法及び厚生年金保険法についてはいわゆる行政解釈書が何冊もあり、本書はこれらをも参照した。しかし、これらは判例を踏まえたものではなく、この意味では、本書に類する解釈書はこれまで存在しなかったといっても過言ではない。

本書は、著者の長年にわたる年金研究に基づいた、最新の年金保険法に関する研究書である。例えば、最近立法化された日本年金機構法、いわゆる年金時効特例法、年金支払遅延加算金支給法、保険料延滞金軽減法、国民年金事業改善法等についても、適宜説明を加えている。ただし、本書は、年金制度の問題点を指摘し、その在り方について論ずる立法論・政策論を行うものではない。これらについては、本書の凡例欄及び引用文献欄に掲げた著者の文献を参照されたい。

年金政策については、これまで主として研究者や年金実務家が論じてきたが、最近は政治家、マスメディアなども論じるようになってきている。公的年金はいまやすべての国民の老後の生活にとって不可欠のものになっているので、国民

的な議論がなされることは極めて重要でありかつ望ましい。ただし、その基礎となる年金制度に対する理解は、必ずしも十分とはいえない。このような中において、本書は、年金制度について深くかつ正確な理解が得られるようにすることを目的としている。

本書を執筆するに当たっては、過去に公刊された数多くの文献を参照した。これらの文献から有益な示唆を得ることができ、これらの文献がなかったら本書は完成しなかったといっても言い過ぎではない。本書の最後にその一部を引用文献として掲げたが、これらの著者の方々に改めてお礼を申し上げる。

本書の出版に当たっては、法律文化社、特に同社の小西英央氏に大変お世話になった。このような大部の書籍を出版するには相当の困難があったと思われるが、快く引き受けていただいた。このことに対しこの場を借りて深謝する。

平成22年3月

東京荻窪の自宅にて 堀 勝 洋

* なお、著者は、昨年の平成21年に出版した『社会保障・社会福祉の原理・法・政策』のあとがきにおいて、「やり残した研究があるが、時間切れとなった」と述べた。本書はまさにこのやり残した研究の書であり、著者が上智大学を定年退職する前に書き上げることができて、いまは安堵した思いと充実した思いである。